

# 第1章 環境問題の動向

## 第1節 国際社会の動向

先進国における社会経済活動のグローバル化・高度化，開発途上国における人口の増加等により，地球温暖化，オゾン層の破壊，森林の減少など，地球環境問題が深刻になってきました。

このような地球規模での環境問題の顕在化を踏まえ，平成4年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され，「環境と開発に関するリオ宣言」や行動計画である「アジェンダ21」が採択されるなど，持続可能な開発を実現するために各国及び各国際機関が実行すべき行動計画が具体的に規定されました。この地球サミットの開催から10年目の平成14年8月26日から9月24日にかけて，南アフリカのヨハネスブルクにおいて，世界の191の国々から21,000人以上の人々が参加し，持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク・サミット）が開催されました。ここで10年前の地球サミットにおいて採択された「アジェンダ21」の取組が検討されるとともに，今後世界がどのように行動していくかを示した「実施計画」（持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書）や持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言が採択され，21世紀における環境分野での世界的な取組がさらに促進されることになりました。

### 1 地球温暖化の防止

地球温暖化の影響としては，気候の変動に伴う極地域の氷の融解による海面の上昇，生態系の破壊，食糧危機，災害の増加や健康への影響など様々な現象が予想されています。

地球の温暖化を進行させている主要な原因は，大気中の温室効果ガス，中でも二酸化炭素濃度の増加によるもので，世界の二酸化炭素の排出量の推移を見ると近年その増加が著しくなっており，今後も各国ごとの状況を踏まえた様々な二酸化炭素排出削減対策を強力に推進する必要があります。

温室効果ガスの排出量については，平成9年12月「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において，2008年から2012年までの間の削減目標を定めた「京都議定書」（以下「議定書」という）が採択されました。

我が国は，この議定書を平成14年6月に締結していますが，議定書が発効すると，1990年比6%の温室効果ガスの削減が義務づけられることとなります。現在，議定書の早期発効のための国際的取組が進められています。

### 2 オゾン層の保護

オゾン層は，地表から10～50km上空にあり，太陽からくる有害な紫外線を吸収し，地上の生物を保護する役目を果たしていますが，現在の生活を支える上で広く使われたフロンをはじめとする物質によって破壊が進行しており，このまま破壊が進行すると皮膚ガンや白内障など人の健康に影響を及ぼしたり，植物やプランクトンの生育を阻害する恐れがあります。南極では，平成12年にアメリカ合衆国の約3倍の面積に相当する2,918万km<sup>2</sup>に及ぶ過去最大規模のオゾンホールが観測されています。

現在，国際的に協力してオゾン層の保護を図るため，昭和62年9月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づき，段階的に規制強化が行われて

います。

我が国のフロン対策としては、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（通称：オゾン層保護法）による生産規制、「特定家庭用機器再商品化法」（通称：家電リサイクル法）及び「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（通称：フロン回収破壊法）による回収や破壊等の対策が進められています。

### 3 酸性雨への取組

酸性雨については、北米、ヨーロッパでは、湖沼や生態系などへの影響が早くから問題となっています。東アジア地域においても、各国の経済発展に伴い硫黄酸化物、窒素酸化物の排出量が増大し、酸性雨問題が現実のものとなりつつあることから、我が国が提唱した「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）」が構築されています。これにより、各国共通の手法でモニタリングを行うことにより、酸性雨の現状について共通認識を図り、防止対策につなげていくための取組が進行しています。

### 4 生物多様性の保全への対応

種の絶滅の主な原因としては、種の移入、生息・生育地の減少、狩猟と意図的な根絶等が考えられます。このため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための「生物の多様性に関する条約」など国際的な取組が進められています。

### 5 その他の地球環境問題

地球規模での環境問題としては、その他にも、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、森林の保全、砂漠化、開発途上国の環境問題などがあり、緊急な対策が必要とされています。

地球環境問題については、適切な責任分担に基づく国際的に連携した取組の強化等が必要です。

## 第2節 国の動向

環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成5年11月に「環境基本法」が制定され、平成6年12月に、同法に規定する基本概念を具体化する「環境基本計画」が閣議決定されました。同計画においては、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という4つの長期的な目的を掲げ、国の環境保全施策の総合的な方向を明らかにしました。

また、同計画策定後の国内外の経済社会の変化に柔軟かつ適切に対応するため、持続可能な経済社会の具体像とそこに至る道筋を具体的に描くことを主要なテーマとした同計画の見直しが行われ、平成12年12月に新たな環境基本計画が閣議決定されました。

### 1 地球環境問題

C O P 3における議定書の採択を踏まえて、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」が決定されるとともに、同年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布、平成11年4月に施行されました。このことにより、国民、事業者、国、地方公共団体の各主体は、それぞれの役割のもと、温室効果ガス削減に取り組むこととされるとともに、各種対策が進

められてきました。

その後、平成14年3月に新たな「地球温暖化対策推進大綱」が決定されるとともに、同年6月には、京都議定書の批准及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正が行われるなど、京都議定書発効に向けた取組みが進められています。

また、オゾン層の保護に関しては、平成13年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）が制定されました。

## 2 廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」も改正公布され、平成13年5月には、新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が、また、平成15年3月には、循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

さらに、平成12年5月には、エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため、「グリーン購入法」を制定するとともに、同年6月には、「再生資源の利用の促進に関する法律」が従来の廃棄物のリサイクル（再生利用）を中心とした施策に、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を加えた施策を推進するため改正され、名称も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。

個別製品を対象にした法律については、「容器包装リサイクル法」が対象品目を10品目に拡大して平成12年4月から完全施行されるとともに、平成13年4月に「家電リサイクル法」が、平成13年5月に「食品リサイクル法」が、平成14年5月に「建設リサイクル法」が施行され、さらに平成14年7月に「自動車リサイクル法」が公布されるなど、循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

なお、平成15年6月及び平成16年4月には、不法投棄の未然防止やリサイクルの促進等の措置を強化した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正公布されました。

## 3 化学物質の環境リスク対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準を設定するとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排水についての排出基準が定められました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R法））が平成12年3月から施行され、このP R T R制度により、対象事業者による化学物質の排出量、移動量の届出が平成14年度から開始され、毎年度行われています。国は届出のあった排出量以外の排出量（推計量）も合わせて集計を行い、全国の集計結果を公表しています。

P C Bについては、平成13年6月に、「P C B特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画S P E E D’

98」が平成10年5月（平成12年11月改訂）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められています。

#### 4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

国は、平成7年10月に「生物多様性国家戦略」を策定し、生物資源の持続可能な利用、自然に配慮した開発など、多様性の確保に向けた我が国の基本的な方向を示しました。

その後、見直しが行われ、自然と共生する社会実現のためのトータルプランとして、平成14年3月「新生物多様性国家戦略」が策定され、生物多様性の問題点に対応する具体的施策が示されています。

さらに、野生動植物については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策やレッドデータブックの改訂等により野生動植物の保護が進められています。

平成14年7月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」が全面的に見直され「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が制定されました。

また、平成15年1月には自然再生推進法が施行され、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復する自然再生事業を推進することとしています。

#### 5 共通する基盤的施策の推進

平成11年6月から環境影響評価法が全面施行され、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価手続の実施が義務づけられました。

### 第3節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「県環境基本計画」（平成16年3月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「21世紀新かごしま総合計画」において、循環型社会の形成や多彩な自然環境の活用など「人と自然が共生する環境にやさしい地域社会」の実現のため、「屋久島環境文化村構想」や「奄美群島自然共生プラン」などに沿った様々な施策・事業の推進に積極的に取り組んでいます。

#### 1 地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、県民、事業者及び行政が一体となった取組を促進するため、地域として取り組むための行動メニューを提案する「県地球環境保全行動計画」を平成11年3月に策定するとともに、同計画で提案する環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球にやさしい県民運動」を推進しています。

さらに、県自らも地域における事業者・消費者として、省エネルギーの推進やリサイクルの徹底など、日常の行動を通して環境の負荷の低減に努めるための行動を率先して実行するため、「県庁環境保全率先実行計画」を平成10年12月に策定し、翌年1月から実施しています。

また、平成13年3月に、この計画を一部見直し、地球温暖化対策推進法に基づく県の実行計画として位置づけ、環境保全に向けた取組を一層推進しています。

## 2 廃棄物・リサイクル対策

平成14年3月、廃棄物の総合的かつ計画的な減量その他の適正処理を進めるため、これまでの「県産業廃棄物処理計画」に替わって、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「県廃棄物処理計画」を策定しました。

また、「県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村のごみ処理施設の広域的な整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、平成14年7月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。さらに、廃家電についても、平成13年4月に施行された「家電リサイクル法」に基づき、円滑な収集運搬・リサイクルを進めるとともに、離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。

なお、産業廃棄物管理型最終処分場については、自社専用施設を除くと県内に1箇所もない状況にあるため、まずは1箇所公共関与により、できるだけ早く整備を行うこととしており、施設の必要性和安全性について、県民の理解と認識を深めるための普及啓発活動を実施しています。

## 3 化学物質の環境リスク対策

平成9年から「大気汚染防止法」に基づき有害大気汚染物質の大気環境中モニタリング調査を実施しています。

また、平成12年度からは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

さらに、平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づくP R T R制度により、対象事業者による特定化学物質の排出量、移動量の届出が始まりました。県ではそれらの集計結果をホームページで公表しています。

## 4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護対策等を検討する上で必要な情報を得るため、平成11年度から4か年で「希少野生生物調査」を実施し、県内の希少な野生生物の生息状況を把握の上、県版レッドデータブックを作成しました。

なお、この調査の過程で早急に保護を図る必要がある種が判明したので、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成16年3月までに29種を指定希少野生動植物として指定しました。

また、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域において、「奄美野生生物保護センター」が平成12年4月にオープンし、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

## 5 世界自然遺産

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、屋久島において、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成12年5月には、屋久島と鹿児島市において、アジア太平洋地域を中心とした世界自然遺産を有する国内外の自治体などが参加する「世界自然遺産会議」を開催しました。

また、平成15年10月には世界自然遺産登録10周年を記念してシンポジウムを開催し、エコツーリズムや環境キップ制度等について具体的提言がなされました。

## 6 共通する基盤的施策の推進

各種開発行為に伴う環境への影響を事前に評価し、環境汚染等を未然に防止するための環境影響評価については、「環境影響評価法」の施行を踏まえ、平成12年3月、「県環境影響評価条例」を制定し、平成12年10月全面施行しています。

県条例では、対象事業の規模要件を「環境影響評価法」に定める規模未満で一定規模以上のものとするとともに、国立公園特別地域など自然環境等の保全上配慮が必要な特定地域については、一般地域よりもさらに規模要件を引き下げるほか、本県の特性を踏まえて、環境影響評価法の対象となっていないゴルフ場建設や養豚場なども対象事業としています。

## 7 海域の水質保全

「鹿児島湾ブルー計画」は、鹿児島湾の水質保全対策を積極的に推進していくため昭和54年5月に策定したものです。現在、平成7年3月に策定された「第3期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、富栄養化対策など各種環境保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

## 8 環境学習の推進

今日の環境問題を解決していくためには、県民一人ひとりが環境保全への理解と自主的・積極的な取組を進めることが必要であり、県では、「県環境学習推進基本方針」に基づき、環境学習の場の提供や指導者の派遣・育成等を行い、環境保全意識の高揚や地域における環境保全活動の促進を図っています。

## 9 緑化の推進

みどりの県土づくりを推進するため、都市公園等の整備や街路の緑化のほか、緑の募金の普及定着、県民参加のみどりづくり等を進めています。

また、平成14年3月に策定した「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」に基づき、県民と民間企業・団体・行政がパートナーシップによりそれぞれがそれぞれの立場でみどりづくり活動に主体的に参加し、みどりと人が共生するみどり豊かで潤いのある県土づくりの推進に取り組んでいます。

## 10 景観の形成

多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村の自然環境整備や自然と共生し集い憩える安全で快適な河川環境整備を行うとともに、平成10年3月に策定した「県景観形成基本計画」に基づき、景観形成の普及啓発、実践活動への支援等を実施しています。

## 11 環境にやさしい農業の推進

生産性と環境保全が調和した持続的な農業生産活動を推進するため、健全な土づくりを基本に化学農薬や化学肥料の使用量をできるだけ少なくするなど、環境にやさしい農業を推進しています。

また、消費者には、より安心できる農産物を安定的に供給するよう努めています。